

化学肥料低減対策緊急整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、肥料価格高騰による農業経営への影響緩和を図るとともに化学肥料の使用量の低減を進めるため、農業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、和歌山県内に居住又は本店等を置く農業者、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体をいう。

(補助対象事業)

- 第3 補助金の交付の対象となる事業は、事業実施主体が行う別表に掲げる整備事業とする。
- 2 事業の対象となる農業機械等は、耐用年数がおおむね5年以上のものであること。
 - 3 運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等の農業経営の用途以外の用途に容易に供される汎用性の高いものではないこと。
 - 4 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了すること。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

- 第4 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。また、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の上限額は、1事業実施主体あたり2,000千円以内とする。ただし、農業協同組合や農業者等をもって組織する団体等において、複数の受益者が事業に取り組む場合は1受益者あたり2,000千円以内とする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	正副各1部
収支予算書	別記第2号様式	

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費（当該補助対象事業費の30パーセント以下の変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号イに該当しない経費の変更又は総事業費の変更については、化学肥料低減対策緊急整備事業軽微変更届（別記第3号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、事業完了時点で事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって替えることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 知事は、化学肥料使用量低減の取組の実施状況について、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(事業計画の変更)

第7 第6の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、化学肥料低減対策緊急整備事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しな

なければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

- 2 第6の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、化学肥料低減対策緊急整備事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

- 第8 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、化学肥料低減対策緊急整備事業補助金変更交付申請書(別記第6号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定前着手届)

- 第9 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した化学肥料低減対策緊急整備事業交付決定前着手届(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

- 第10 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	正副各1部	補助事業完了後30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日
収支精算書	別記第2号様式		

(補助金の概算払)

- 第11 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、化学肥料低減対策緊急整備事業補助金概算払請求書(別記第8号様式)にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

- 第12 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在するなどやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

事業	区分	補助対象経費	補助率
整備事業	化学肥料使用量の低減	化学肥料使用量の低減に資する農業機械等の導入に係る経費	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の1以内